

「未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款」の改定（新旧対照表）

平成 29 年 7 月 31 日

（下線部変更）

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>（未成年者口座開設届出書等の提出）</p> <p>第 2 条 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号及び同条第 12 項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」を提出するとともに、当社に対して同法第 37 条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 第 20 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当社では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当社にて保管いたします。</p> <p>2～5 （ 現行どおり ）</p> | <p>（未成年者口座開設届出書等の提出）</p> <p>第 2 条 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号及び同条第 12 項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」を提出するとともに、当社に対して同法第 37 条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当社では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当社にて保管いたします。</p> <p>2～5 （ 省 略 ）</p> |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定)</p> <p>第3条 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第15条から第17条、第19条及び第25条第1項を除き、以下同じ。）（以下「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、平成28年から平成35年までの各年（お客様がその年の1月1日において20歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。）の1月1日に設けられます。</p> <p>2 前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあつては、所轄税務署長から当社にお客様の未成年者口座の開設ができる旨等の提供があつた日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>① 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、口</p> | <p>(非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定)</p> <p>第3条 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項各号に掲げるものをいいます。この約款の第15条から第17条、第19条及び第25条第1項を除き、以下同じ。）（以下「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、平成28年から平成35年までの各年（お客様がその年の1月1日において20歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。）の1月1日に設けられます。</p> <p>2 前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあつては、所轄税務署長から当社にお客様の未成年者口座の開設ができる旨等の提供があつた日（<u>設定しようとする非課税管理勘定に係る年分の</u>1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。</p> <p>3 (省 略)</p> <p>(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第5条 (省 略)</p> <p>① 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、<u>当</u></p> |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>の移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が<u>80万円</u>(②により受け入れた上場株式等があるときは、<u>当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額</u>)を超えないもの</p> <p>イ～ロ (現行どおり)</p> <p>② <u>租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日(以下「5年経過日」といいます。)</u>の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等</p> <p>③ <u>租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第11項各号に規定する上場株式等</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>① <u>当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)</u>で、お客様が当社に対し、前項第1号ロに規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が<u>80万円</u>(②により受け入れた上場株式等があるときは、<u>当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額</u>)を超えないもの</p> <p>② <u>租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式</u></p> | <p><u>該未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等</u>についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が<u>80万円</u>を超えないもの</p> <p>イ～ロ (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>② <u>租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第10項各号に規定する上場株式等</u></p> <p>2 (省 略)</p> <p>① <u>当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当社に対し、前項第1号ロに規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が<u>80万円</u>を超えないもの</u></p> <p>(新 設)</p> |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>等</p> <p>③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項の規定により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 <u>第 11 項各号</u>に規定する上場株式等</p> <p>(譲渡の方法)</p> <p>第 6 条 非課税管理勘定又は継続管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法 (当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われるものに限ります。)又は租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号又は同法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。</p> <p>(課税未成年者口座等への移管)</p> <p>第 7 条 (現行どおり)</p> <p>① 非課税管理勘定に係る<u>5 年経過日</u>において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等 (第 5 条第 1 項第 1 号口若しくは第 2 号又は同条第 2 項第 1 号若しくは第 2 号の移管がされるものを除く)</p> <p>次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管 イ～ロ (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>2 <u>前項第 1 号イに規定する課税未成年者口座への移管並びに前項第 1 号口及び第 2 号に規定す</u></p> | <p>② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項の規定により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 <u>第 10 項各号</u>に規定する上場株式等</p> <p>(譲渡の方法)</p> <p>第 6 条 非課税管理勘定又は継続管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法 (当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われるものに限ります。)又は租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 3 号又は同法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。</p> <p>(課税未成年者口座等への移管)</p> <p>第 7 条 (省 略)</p> <p>① 非課税管理勘定が設けられた日の属する年の<u>1 月 1 日から 5 年を経過する日</u> (以下「<u>5 年経過日</u>」といいます。)において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等 (第 5 条第 1 項第 1 号口又は同条第 2 項第 1 号の移管がされるものを除く)</p> <p>次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管 イ～ロ (省 略)</p> <p>② (省 略) (新 設)</p> |

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p><u>る他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に 応じ、当該各号に定めるところにより行うこと とします。</u></p> <p>① <u>お客様が当社に特定口座(租税特別措置法第 37条の11の3第3項第1号に規定する特定口 座をいい、前項第1号イの場合には、課税未成 年者口座を構成する特定口座に限ります。)を 開設しており、お客様から当社に対して租税特 別措置法施行令第25条の10の2第14項第26 号イに規定する書類の提出があった場合</u> <u>特定口座への移管</u></p> <p>② <u>前号に掲げる場合以外の場合</u> <u>一般口座への移管</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>イ <u>租税特別措置法第37条の10第3項第1 号から第3号まで、第6号又は第7号に規 定する事由による譲渡</u></p> <p>ロ～ホ (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(未成年者口座内上場株式等の配当等の受領方 法)</p> <p>第8条の2 (現行どおり)</p> <p>(未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)</p> <p>第9条 第7条若しくは第8条に規定する要件に 該当しないこととなる事由又は災害等による返</p> | <p>第7条の2 <u>お客様がその年の1月1日において 24歳である年の前年12月31日において有する 課税未成年口座に係る上場株式等及び金銭その 他の資産については、同日の他の保管口座へ移 管されるものとしてします。</u></p> <p>(非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理)</p> <p>第8条 (省 略)</p> <p>① (省 略)</p> <p>② (省 略)</p> <p>イ <u>租税特別措置法第37条の10第3項第1 号、第2号、第5号及び第6号に規定する 事由による譲渡</u></p> <p>ロ～ホ (省 略)</p> <p>③ (省 略)</p> <p>(未成年者口座内上場株式等の配当等の受領方 法)</p> <p>第9条 (省 略)</p> <p>(未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)</p> <p>第10条 第7条及び第7条の2若しくは第8条に 規定する要件に該当しないこととなる事由又は</p> |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。</p> <p>(未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知)</p> <p>第10条 未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、<u>特定口座以外の口座（租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座を除きます。）</u>への移管に係るものに限ります。）があった場合には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額及び数、その払出しに係る事由及びその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知いたします。</p> <p>(出国時の取扱い)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>2 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、<u>お客様の未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。</u></p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(課税未成年者口座の設定)</p> <p>第12条 課税未成年者口座（お客様が当社に開設している特定口座若しくは預金口座、貯金口座</p> | <p>災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。</p> <p>(未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知)</p> <p>第11条 未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、<u>特定口座（租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいいます。以下同じ。）</u>以外の口座（<u>同法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座を除きます。</u>）への移管に係るものに限ります。）があった場合には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額及び数、その払出しに係る事由及びその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知いたします。</p> <p>(出国時の取扱い)</p> <p>第12条 (省 略)</p> <p>2 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、<u>当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。</u></p> <p>3 (省 略)</p> <p>(課税未成年者口座の設定)</p> <p>第13条 課税未成年者口座（お客様が当社に開設している特定口座若しくは預金口座、貯金口座</p> |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>若しくはお客様から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座により構成されるもので、<u>2以上の特定口座が含まれず</u>、この約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。)は、未成年者口座と同時に設けられます。</p> | <p>若しくはお客様から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座でこの約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。)は、未成年者口座と同時に設けられます。</p> |
| <p>(課税管理勘定における処理)</p> | <p>(課税管理勘定における処理)</p> |
| <p>第13条 課税未成年者口座における上場株式等 (租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等をいいます。以下<u>第14条から第16条及び第18条</u>において同じ。)の振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託又は金銭その他の資産の預入れ若しくは預託は、同法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託がされる上場株式等又は預入れ若しくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)において処理いたします。</p> | <p>第14条 課税未成年者口座における上場株式等 (租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等をいいます。以下<u>第15条から第17条及び第19条</u>において同じ。)の振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託又は金銭その他の資産の預入れ若しくは預託は、同法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託がされる上場株式等又は預入れ若しくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)において処理いたします。</p> |
| <p>(譲渡の方法)</p> | <p>(譲渡の方法)</p> |
| <p>第14条 課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する单元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法 (当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交</p> | <p>第15条 課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する单元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法 (当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交</p> |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>付が当社の営業所を経由して行われるものに限ります。)又は租税特別措置法第37条の10第3項第4号又は同法第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。</p> | <p>付が当社の営業所を経由して行われるものに限ります。)又は租税特別措置法第37条の10第3項第3号又は同法第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。</p> |
| <p>(課税管理勘定での管理)</p> | <p>(課税管理勘定での管理)</p> |
| <p>第15条 (現行どおり)</p> | <p>第16条 (省 略)</p> |
| <p>(課税管理勘定の金銭等の管理)</p> | <p>(課税管理勘定の金銭等の管理)</p> |
| <p>第16条 (現行どおり)</p> | <p>第17条 (省 略)</p> |
| <p>① (現行どおり)</p> | <p>① (省 略)</p> |
| <p>② 当該上場株式等の第14条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われ ないものに限ります。)又は贈与をしないこと イ 租税特別措置法第37条の10第3項第1号から第3号まで、第6号又は第7号に規定する事由による譲渡</p> | <p>② 当該上場株式等の第15条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われ ないものに限ります。)又は贈与をしないこと イ 租税特別措置法第37条の10第3項第1号、第2号、第5号又は第6号に規定する事由による譲渡</p> |
| <p>ロ～ホ (現行どおり)</p> | <p>ロ～ホ (省 略)</p> |
| <p>③ (現行どおり)</p> | <p>③ (省 略)</p> |
| <p>(未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)</p> | <p>(未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)</p> |
| <p>第17条 第15条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。</p> | <p>第18条 第16条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。</p> |
| <p>(重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合)</p> | <p>(重複して開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座がある場合)</p> |
| <p>第18条 お客様が課税未成年者口座を構成する特定口座を開設しており、その基準年の1月1日に</p> | <p>第19条 お客様の基準年の1月1日において、当社に重複して開設されている当該課税未成年者</p> |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>において、当社に重複して開設されている当該課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座を構成する特定口座を廃止いたします。</p> <p>2 前項の場合において、廃止される特定口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等がある場合には、当該特定口座が廃止される日において、当該上場株式等は全て当社に開設されている当該特定口座以外の特定口座に移管します。</p> <p>(出国時の取扱い)</p> <p>第19条 お客様が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第3章(第14条及び第18条を除く)の適用があるものとして取り扱います。</p> <p>(課税未成年者口座への入出金処理)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>(代理人による取引の届出)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(法定代理人の変更)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(取引残高の通知)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(未成年者口座取引又は課税未成年者口座取引である旨の明示)</p> <p>第24条 お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等(未成年者口座への受入れである場合には、第3条第1項に規定する上場株式等をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、第13条に規定す</p> | <p>口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座(特定口座である当該課税未成年者口座に限ります。以下この条において同じ。)を廃止いたします。</p> <p>2 前項の場合において、廃止される課税未成年者口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等がある場合には、当該課税未成年者口座が廃止される日において、当該上場株式等は全て当社に開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座に移管します。</p> <p>(出国時の取扱い)</p> <p>第20条 お客様が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第3章(第15条及び第19条を除く)の適用があるものとして取り扱います。</p> <p>(課税未成年者口座への入出金処理)</p> <p>第21条 (省 略)</p> <p>(代理人による取引の届出)</p> <p>第22条 (省 略)</p> <p>(法定代理人の変更)</p> <p>第23条 (省 略)</p> <p>(取引残高の通知)</p> <p>第24条 (省 略)</p> <p>(未成年者口座取引又は課税未成年者口座取引である旨の明示)</p> <p>第25条 お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等(未成年者口座への受入れである場合には、第3条第1項に規定する上場株式等をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、第14条に規定す</p> |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>る上場株式等をいいます。以下この項において同じ。)、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座又は課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して未成年者口座又は課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。</p> | <p>る上場株式等をいいます。以下この項において同じ。)、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座又は課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して未成年者口座又は課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。</p> |
| <p>2 (現行どおり)</p> | <p>2 (省 略)</p> |
| <p>(基準年以降の手続き等)</p> | <p>(基準年以降の手続き等)</p> |
| <p>第 25 条 (現行どおり)</p> | <p>第 26 条 (省 略)</p> |
| <p>(非課税口座のみなし開設)</p> | <p>(非課税口座のみなし開設)</p> |
| <p>第 26 条 平成 29 年から平成 35 年までの各年 (その年 1 月 1 日においてお客様が 20 歳である年に限ります。) の 1 月 1 日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合 (<u>出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。</u>) には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。</p> | <p>第 27 条 平成 29 年から平成 35 年までの各年 (その年 1 月 1 日においてお客様が 20 歳である年に限ります。) の 1 月 1 日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合 (<u>出国中である場合を除きます。</u>) には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。</p> |
| <p>2 前項の場合には、お客様がその年 1 月 1 日において 20 歳である年の同日において、当社に対して同日の属する年の属する勘定設定期間 (租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 6 号に規定する勘定設定期間をいいます。) の記載がある非課税適用確認書 (同号に規定する非課税適用確認書をいいます。) が添付された非課税口座開設届出書 (同項第 1 号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。) が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で非課税上場株式等管理契約 (同項第 2 号に規定する</p> | <p>2 前項の場合には、お客様がその年 1 月 1 日において 20 歳である年の同日において、当社に対して同日の属する年の属する勘定設定期間 (租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 3 号に規定する勘定設定期間をいいます。) の記載がある非課税適用確認書 (同号に規定する非課税適用確認書をいいます。) が添付された非課税口座開設届出書 (同項第 1 号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。) が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で非課税上場株式等管理契約 (同項第 2 号に規定する</p> |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>非課税上場株式等管理契約をいいます。)が締結されたものとみなします。</p> <p>(本契約の解除)</p> <p>第 27 条 (現行どおり)</p> <p>① お客様又は法定代理人から租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日 (削 除)</p> <p>②～③ (現行どおり)</p> <p>④ お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 <u>お客様が出国の日の前日までに第 11 条の出国移管依頼書を提出して、基準年の 1 月 1 日前に出国した場合を除きます。</u></p> <p>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日 (出国日)</p> <p>⑤～⑥ (現行どおり)</p> <p>(合意管轄)</p> <p>第 28 条 この約款に関するお客様と当社との間の訴訟については、<u>東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所と</u>します。</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第 29 条 (現行どおり)</p> | <p>非課税上場株式等管理契約をいいます。)が締結されたものとみなします。</p> <p>(本契約の解除)</p> <p>第 28 条 (省 略)</p> <p>① お客様又は法定代理人から租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日 <u>ただし、お客様がその年の 1 月 1 日において 24 歳である年の前年 12 月 31 日に、未成年者口座及び課税未成年者口座に残高を有しない場合は、当該日をもって、「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなし、本契約は解除されます。</u></p> <p>②～③ (省 略)</p> <p>④ お客様が<u>基準年の 1 月 1 日以後に</u>出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合</p> <p>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日 (出国日)</p> <p>⑤～⑥ (省 略)</p> <p>(合意管轄)</p> <p>第 29 条 この約款に関するお客様と当社との間の訴訟については、<u>当社の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当社が管轄裁判所を指定できるものと</u>します。</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第 30 条 (省 略)</p> |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p data-bbox="432 331 539 360">付 則</p> <p data-bbox="220 383 783 456">この改定約款は、平成 29 年 <u>8</u> 月 <u>1</u> 日より適用 します。</p> <p data-bbox="730 524 783 553">以上</p> <p data-bbox="464 620 783 694">平成 29 年 <u>7</u> 月 <u>31</u> 日改定 エイチ・エス証券株式会社</p> | <p data-bbox="1050 331 1157 360">付 則</p> <p data-bbox="837 383 1401 456">この改定約款は、平成 29 年 2 月 22 日より適 用します。</p> <p data-bbox="1348 524 1401 553">以上</p> <p data-bbox="1086 620 1406 694">平成 29 年 2 月 22 日改定 エイチ・エス証券株式会社</p> |